

# 平成 30 年度 地域ケアプラザ事業報告書

## ■ 施設名

屏風ヶ浦地域ケアプラザ

## ■ 事業報告

以下、地域ケアプラザ事業実施評価との共通部分

### 1 全事業共通

#### 地域の現状と課題について

##### 【屏風ヶ浦地区】

区内でも高齢化率が高く、一人暮らし世帯も多い地域である。さらに、山坂や狭い道が多く、交通の便が悪い地域もあり、そこに住まう地域の関係者とより一層の連携を強めていくことで、要援護者の早期発見、早期対応できるネットワークを構築していく必要がある。また、各自治会町内会がそれぞれの実情を踏まえ独自の取組を実施しているため、継続して実施できるようそれぞれの実情に合わせた後方支援をしていく。

##### 【汐見台地区】

区内では高齢化率が低く、年少人口が多い地域であるが、高齢者人口は確実に増加している。地区内に病院や金融機関、幼稚園、スーパーや商店街があり、地区内での生活がしやすい環境が整っている。その反面、集合住宅が多いことから支え合いの関係が築きにくい状況である。近年、大型マンションの増加に伴い年少人口が増加しており、子育て支援の事業にも力を入れていく必要がある。また、連合町内会が中心となり各自治会町内会を取りまとめ、さまざまな取組を行っているため、行事参加などを通じて後方支援をしていく。

#### (1) 相談（高齢者・こども・障害者分野等の情報提供）

横浜型地域包括ケアシステムの推進と地域共生社会構築のためにも、高齢・障害・児童などの分野を越えた連携と地域の状況を把握した上で必要な社会資源に適切に繋げていく役割を担っていった。相談を受けることで地域に必要なニーズを把握してことや、地域住民、民生委員、老人会、連合町内会、自治会、地域の活動団体や企業、地区社協が行う活動などをケアプラザ各職種と連携しながら把握し、活動支援を行っていった。

今年度はその中でも横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業の推進のため、総合相談からニーズを把握していくことで関わっていった。

総合相談のデータ化を進めることで、円滑な支援へ行える環境を作り、介護保険のサービス利用を円滑に行い、困難事例や迅速な対応を必要とするケースで各支援事業所・区と連携して地域生活を継続できるように支援していった。更に在宅療養拠点「かけはし」、磯子区生活支援センター、基幹相談支援事業所「いぶき」など近隣の関係機関とは月1度のカンファレンスや個別ケースを通じた連携の他、研修の開催、会議への参加等を通じ連携の強化を図っていった。

## (2) 各事業の連携

今年度も所長、包括3職種、地域活動交流部門、生活支援COのみならず、ケアプラザ全体で職種連携を図るように取り組んだ。  
情報を共有する場についても試行錯誤しながらも実施してきた。毎朝の申し送りをはじめ、各部門、全体の会議など、お互いのもつ情報を共有する場を設けた。また必要に応じて随時、声を掛け会議を開催し情報の共有に務めた。今年度も生活支援サービス体制事業のサービスB事業所との連携の為、  
毎月1度、包括3職種、所長・生活支援・交流で会議を開催して情報交換を実施した。地区社協の取り組みに関してもケアプラザ全体で取り組みを実施した。  
自主事業や包括が主催する講座についても所内の連携がうまくできている為、会場の設営から事業の補助を含め、多くの職員が関わり連携しながら運営することができた。

## (3) 職員体制・育成、公正・中立性の確保

昨年末月に加配で配置をしていた社会福祉士（加配分）が退職。5月社会福祉士（加配）を配置し職員の不足はなくなった。  
今年度は昨年度と大きな職員体制の変更はなく落ち着いたスタートとなった。  
今年度から特定事業所加算の算定と職員の補強の為、居宅の介護支援専門員を1名増員した。新任の社会福祉士・介護支援専門員の2人に対しては知識の修得の為に内外の研修を受講し入職8か月で各10件以上の研修を積極的に受講している。  
またケアプラザ内の協働を図りながら、個々に外部研修やケースカンファレンス、部門会議などを職種の垣根を越えて一丸となって取り組んでいる。  
新入職カレッジで新任の職員に対して法人の想いや理念の共有。また、既存の職員に対しては全スタッフカレッジを通して法人の想いや理念などを再確認し共有をするようにしている。  
施設長カレッジは毎月実施をし、部下へのマネジメントの勉強を行うと共に、個人面談の機会を年2回設定。  
以外にも随時個別の面接など職員個々の想いを受け止めつつマネジメントを行っている。

## (4) 地域福祉保健のネットワーク構築

ゆめの森保育園と屏風ヶ浦保育園と共催して年間を通して子育て中の親子が参加できる共催事業を実施した。  
内容として離乳食講座・保育園児と遊ぶなどの事業を実施した。  
また子育て連絡会や子育てフェスに交流COが参加をし、地域の子育て世代のニーズを把握し支援できるように努めた。  
今年度においても、交流コーディネーター、地域包括支援センター3職種、生活支援コーディネーター及び所長が多種多様な各関連団体が主催する会議や行事等に積極的に参加することができた。  
その中で地域のニーズの把握や見守り活動の推進に取り組んだ。汐見台地区では見守り活動をテーマに地域ケア会議を開催した。地域ケア会議の場などにより地域の見守りネットワークの構築のために、地域の多種多様な団体の顔の見える関係作りの支援に努めた。

### (5) 区行政との協働

屏風ヶ浦地区の事務局として、また汐見台地区の推進委員の一員として月1回開かれる推進委員会に出席をすることで、区や区社協との情報交換や連携をとりながら課題を共有し、支援や活動を共にしている。

寄り添い型学習支援の一環として、昨年度から実施している子ども食堂に関して、ケアプラザが後方支援を継続しており、今年度は居場所作りとして実施をしており、毎回100名近い利用がある。子どもたちの居場所として定着をしてきており、来年度は学習支援に力を入れていけるよう取り組んでいきたい。

困難ケースを適切に対応が行えるよう、区担当者とは月に1度の定期カンファレンスと開催する他にも、都度連絡や同行訪問を行い、連携を図っていった。また、関係機関とも同様にカンファレンスを通じて連携を図っていている。

子育てに関する情報を収集するため、地域交流で「いそぴよ」や「はっちねっと」などの集まりに顔をだし積極的に情報の収集に努めた。

各月に実施している「みるきくつなぐ地区別会議」ではケアプラザ・社協・区役所が連携をして情報共有をしている。その中でも今年度は地域の状況を直に把握する為まち歩きを屏風ヶ浦地区と汐見台地区で実施をした。

## 2 地域活動交流事業

### (1) 自主企画事業

昨年度のアンケートでの地域の方の要望に沿った自主事業を開催した。また、0歳児～高齢者まで幅広い年齢層が参加出来る自主事業が展開できた。

親子で一緒に参加だったり、お子さんを保育ボラさんに預けて参加したりと子育て中の方の参加も多い事業展開ができた。各自主事業終了後、講師と振り返りをする事で講師の見解や参加者の様子などの把握もでき、またアンケートをとることで要望や意見等の把握も出来た。アンケート結果や地域の方の声などを共有認識し、来年度の事業に繋げる。

今年度も1団体が自主化し区分Ⅰの貸室利用団体として毎月貸室を利用している。来年度も自主企画事業から自主化できるよう支援していく。

障害者対象の事業は、就労している障害者が参加の自主企画事業は参加者も積極的に参加し安定していたが、中学校に通う個別学級の生徒対象事業（放課後余暇支援）の参加者は減少している。来年度は小学校や特別支援学校などにも積極的に働きかける。

## (2) 福祉保健活動団体等が活動する場の提供

貸室空き情報を受付カウンターの横に掲示し、活動時に目で見て空き情報がわかるようにしている。ホームページの貸室空き情報も毎月更新している。空き情報の掲示の更新は2週間毎に更新。また窓口では貸室の空き情報を利用団体に伝え、希望日に貸室が予約出来ない時などは、他に空いている日にちや時間を伝え活動が出来るように支援をしている。2ヶ月先、3ヶ月先の貸室の利用の希望日が他の団体と重なったときなどはなるべくご希望に添えるように団体に調整が可能かどうか連絡をとり、両団体が貸室を利用し活動が出来るように配慮し調整をしている。今年も文化祭では多くの貸室利用団体の日頃の活動を披露する場として提供することができた。

## (3) ボランティアの育成及びコーディネート

地域の方や貸室団体が、地域の施設やディサービス、施設周りの環境整備など、様々な場所で活動ができるよう日程や時間をコーディネートしている。今年はケアプラザ以外の他施設でのボランティア活動を積極的にコーディネートし、活動の場を広げボランティア活動につなげることができた。サロンや地区社協のイベントへのボランティア派遣などもあり、活動の場の広がりがあった。今年度も2月にはボランティア交流会を開催しボランティア同士の交流や職員との交流を図った。交流会ではこれまで参加のなかった団体の参加などもあり、地域のボランティアとボランティア団体との交流が生まれ、今後のボランティアに幅が広がった。またシニアボランティアポイントカード研修会を行ったことでシニアの方の地域参加の幅も広がった。地域の通所型支援事業所などにも積極的にボランティアの活動の場として支援している。

## (4) 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供

屏風ヶ浦地区・汐見台地区の定例会議やサロンに参加し、ケアプラザの情報を提供し、地域情報や課題をケアプラザ内に共有した。地域との関係性を深めることで、情報の収集、及び提供につながった。地域の行事やサロンの様子を毎月発行する機関紙に掲載することで地域に情報を提供している。またケアプラザで行われる催しや講座なども掲載し地域住民に広く情報の提供をしている。同様にホームページを毎月更新することで、それらの情報提供ができている。

### 3 生活支援体制整備事業

#### (1) 事業実施体制

「屏風ヶ浦・汐見台地区キャラバンメイト連絡会」の定期開催は2年目となり、職員やメイト同士の連携・共働体制は構築され、認知症サポーター養成講座や介護施設での傾聴ボランティアの定期的な活動へとつながった。包括支援センターや地域活動交流ボランティア担当と連携しケアプラザ全体で取り組むことができた。

自主事業では、「地域デビュー講座（全5回）」を開催し、地域の方々の社会参加のきっかけとなれる講座を展開した。講座アンケートの意見や要望から「コーヒー講座」の開催へとつながり、参加者同士の関係性を作っていた。次年度には講座を活かした活動の場を提供していく。

#### (2) 地域アセスメント（ニーズ・資源の把握・分析）

今年度、区役所・区社協・ケアプラザで「活動を始めたい人向けガイドブック」を作成した。各機関の部門の情報の共有や意見交換を行い、地域で活動する人や活動したい人の参考になることは何かを検討をした。今後ガイドブックを地域の支えあい会や活動者にむけて配布していく。

地域活動の担い手や住民と、サロンや委員会などの場を通して、課題やニーズを聞き取り、ケアプラザの各部門にもつないでいった。

また、区役所・区社協・ケアプラザの支援機関の「エリア会議（みる・きく・つなぐ連絡会）」の中で地域情報の共有や提供を行った。今年度は汐見台地区の街歩きを、保健活動推進員の方々と一緒に行い地域の特性や課題などを聞くことができた。

#### (3) 連携・協議の場

今年度オープンした空き家活用事業の「Yワイひろば」の活用に関して、地域のボランティアや運営団体、区役所や区社協等と話し合いの場を2回開催した。

ひろばの活用に関して、新杉田地域ケアプラザと連携し協働している。

協議の場は、今後も定期的に開催して地域のニーズに応じていけるよう運営団体を支援していく。

森町内会と同町内会にある施設事業所との意見交換会も継続して開催された。

施設事業所同士の横の繋がりが少しずつでも出来ていることは継続の意味があると感じている。今年度は障害事業の職員と利用者が、地域防災拠点訓練に参加することができた。

#### (4) より広域の地域課題の解決に向けた取組

今年度、屏風ヶ浦地区社協の役員が変わり活動が刷新されたこともあり、事業の企画や実施で、区社協地区担当者と共に関わりを持つ関係性を築いていった。事業の実施では、地域のボランティアや、団体とも協働することができた。年間を通しての振り返りを行うことができ、次年度に向けての計画を協働することが出来ている。

新杉田地域ケアプラザと協働するＹワイひろばの活用に関して、新杉田・屏風ヶ浦地域ケアプラザの自主事業をＹワイひろばで開催することで、杉田地区と屏風ヶ浦地区の繋がりを作れる機会となる。

## 4 地域包括支援センター運営事業

### (1) 総合相談支援業務

#### ①地域におけるネットワークの構築

区域の民生委員、自治会町内会、老人会、磯子区生活支援センター、在宅医療連携拠点相談室「かけはし」、基幹相談支援センター「いぶき」、認知症初期集中支援チーム、区域の診療所や介護保険事業所、磯子区高齢・障害支援課等の関係機関と連携を図り、個別ケース解決や地域課題へのアプローチ等の目的達成のためにネットワークを構築していった。

汐見台地区では昨年から組織された見守りネットワークの連絡会に積極的に参加することによって更なる顔の見える関係作りを行い、ネットワークの強化に取り組んでいった。屏風ヶ浦地区においても介護保険サービス事業所や民生委員だけでなく、障害事業所や民間企業とも連携をとっていきながら、地域で見守っていく基盤作りを行っていった。

#### ②実態把握

個別課題の解決の過程で関わる、その家族、区域の民生委員、自治会町内会、老人会などの聞き取り等から個別や地域のニーズ、課題、活動実態を把握していった。

また、みる・きく・つなぐ地区別連絡会におけるデータから、区・包括カンファレンス、ケアプラザ内のカンファレンス等の定期会議、区域の福祉連絡会、地域の支えあい連絡会等において情報の把握をしていった。

これらの集めた情報から現存する社会資源で対応できるか、新しい社会資源が必要であるかなどフォーマル、インフォーマルを含めた地域性、個別性に応じた状況把握に努め、生活支援コーディネーター及び、地域活動交流コーディネーターとの連携に努めていった。

### ③総合相談支援

地域のワンストップサービスの拠点として、地域包括支援センター職員、居宅介護支援事業者の介護支援専門員、生活支援コーディネーター等と連携し、常に総合相談を受けられる体制を継続していった。いただいたご相談に丁寧かつ迅速に対応するために、日頃より各関係機関との連絡・連携を行っていった。

3職種が主担当として関わっているケースの進捗状況、他専門職との連携・支援等を検討するカンファレンスを定期開催し、個別の相談ニーズから地域ニーズの抽出・把握に努め、地域ケア会議につなげていくことができた。

## (2) 権利擁護業務

### ①成年後見制度の活用促進・消費者被害の防止

地域住民や事業所に向けた権利擁護講座を開催し、権利擁護事業に関わる利用、普及啓発を行う。エンディングノート普及啓発を以下の講座で行った。成年後見制度の個別相談を行った。任意後見については地域に根付いた行政書士と連携し、相続・後見などについて相談しやすい環境を整えた。地域に出向いて行って自治会と協同して消費者被害防止の講座に参加し、普及啓発を行った。

### ②高齢者虐待への対応

介護保険事業所（ヘルパー事業所・ケアマネージャー事業所等）、地域住民（隣人、タクシー運転手）などからの虐待通報・虐待疑い（セルフネグレクトを含む）通報に応じて、区役所、警察、民生委員等の各関係機関と連携し解決に向けた迅速な対応を行った。

息子と親の気持ちを丁寧に聞き取り寄り添いながらも専門職としての助言をし、家族単位が地域で孤立しないように民生委員や介護サービス事業所、ケアマネージャーと共に支援をした。その他、介護者のつどいを毎月開催し、ピアカウンセリングの形で介護者同士がお互いに悩みを話し合い、情報を交換することによって、介護者の孤立を防ぐきっかけとなった。

### ③認知症

地域住民、小・中学生、高校などを対象に認知症の正しい理解の促進、普及啓発を図るため、認知症サポーター養成講座を開催した。また、講座の中で若年性認知症についても触れ普及啓発に努めていった。認知症初期集中支援チームとの連携をとり、取り上げられた事例について定期訪問を行い、きめ細やかな支援を行っていった。

介護者のつどい参加者から認知症キャラバンメイトになった方、地域住民、介護事業所と一緒にあって広く認知症の普及啓発を行っていった。

徘徊高齢者あんしんネットワーク事業の普及啓発を前年度に引き続きコンビニエンスストアやドラッグストア、自治会・町内会に対して行っていき、医療機関への普及啓発も行い、MCI及び初期認知症への対応を早めに行っていくための足がかりとしていった。

### (3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

#### ① 地域住民、関係機関等との連携推進支援

顔の見える関係」が具現化できるよう、自治会町内会、支えあい等の地域行事へ参加することで地域との連携のきっかけを作っていた。又、屏風ヶ浦・汐見台両地区の民生委員児童委員協議会へ随時参加し個別事例の相談や状況把握、勉強会、講座の開催を勧めていく他、地域ケアプラザ、地域包括支援センターの役割や制度の理解と促進、その他、地域包括支援センターで行われる事業の展開を勧めていった。また、磯子区医療連携拠点や生活支援センター、基幹相談センターとは定例のコンファレンスや研修、個別支援を通じて連携推進を行っていた。又、近隣病院とも事業や研修を通じ顔の見える関係を構築し連携を強化していった。磯子区主任ケアマネ連絡会での合同事業であるデイケア・デイサービスシートや民生委員ケアマネジャー連絡票の定期更新を行い、各事業所、民生委員へ連携推進として配布を行っていた。又、ケアマネサロン及びケアマネサロン拡大版を年6回程度開催し情報提供を行うだけでなく、ケアマネジャーの横の繋がり作りのきっかけとなるよう、事業を企画運営していった。

#### ② 医療・介護の連携推進支援

主治医・ケアマネ連絡票の活用について、主治医との連携のためのツールとして各ケアマネジャーに対して周知を行っていた。磯子区医療連携拠点相談室「かけはし」との事例検討や勉強会、研修を企画運営する他、連携拠点会議にも包括職員として随時参加していった。磯子区在宅療養勉強会の開催運営について、主任ケアマネジャー連絡会として参加し、テーマ・開催方法を含め検討実施していった。

#### ③ ケアマネジャー支援

ケアマネジャーからの相談については随時対応を行い、必要に応じて同行訪問や担当者会議へ参加していくことで、円滑なケアマネジメントが行えるよう支援をしていった。又、情報提供のため磯子区デイサービス・デイケアシートを更新し、各居宅介護支援事業所へ配布や居宅介護支援事業所の空き状況を定期的に確認し、磯子区ホームページに掲載し一般市民にもケアマネジャーの情報提供が行えるようにしていった。

エリア内にある居宅介護支援事業所及び、担当ケアマネジャーの資質向上と他職種連携、関係作りを目的としたケアマネサロンを年に6回、特別版を区と共催で1回開催した。

区主任ケアマネジャー連絡会として、新任ケアマネジャーを対象とした研修を年2回開催し、研修内容の検討や運営、講師を担った。

磯子ケアマネ連絡会研修委員に主任ケアマネジャー連絡会として適宜参加。企画立案、開催当日の支援も行っていった。



#### (4) 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築・地域ケア会議

##### 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築・地域ケア会議

29年度行った個別ケア会議や包括レベルケア会議の内容を基に、30年度はテーマを設定。汐見台地区では集合住宅で見守りを行ううえでの問題や課題について、個別レベル、包括レベルで検討を行っていった。又、屏風ヶ浦エリアにおいても高台で生活される高齢者の移動手段について検討していき、31年度に繋げていけるように企画、検討した。更に30年度も障害事業所との連携や他職種協同に引き続き、ケアマネジャー、民生委員、地域の団体等と連絡会を企画、運営していった。

#### (5) 介護予防ケアマネジメント（指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業）

##### 介護予防ケアマネジメント（指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業）

担当している要支援者・事業対象者にたいする方針を月に1度、地域包括支援センター職員と介護予防プランナー、居宅介護支援事業所のケアマネジャーとで検討を行っていった。

地域の中で利用者や高齢者が社会的役割を持って生活が送れるよう、介護予防に取り組めるような支援を行っていく。特に30年度は、エリア内で開所された横浜市補助事業と地域ケアプラザ全体での連携を進め、地域ニーズに則した介護予防が行えるように努めていった。

サービス担当者会議の出席や必要時の同行訪問などは、地域包括支援センターとして積極的に行い、個別性のあるケアマネジメントが行えるように支援をしていった。

2018年介護保険改正や総合事業の適切な運営や適切なケアマネジメントを進められるようにするために、ケアプラザ内や委託事業書にも周知できるような情報提供や指導を行っていった。

#### (6) 一般介護予防事業

##### 一般介護予防事業

区の担当保健師と連携し、地域もしくはケアプラザにて介護予防講座を全8回／年でロコモ予防・口腔機能向上・栄養改善に関するプログラムを実施し、地域で自主的に介護予防に取り組むグループ(元気づくりステーション)の継続支援を行っていくことで、自立支援に資する取組を推進し、生きがい・役割を持って生活できることを目指した。

また、介護予防の自主事業企画としては、プラチナ体操（座位中心の運動プログラムを提供。おおむね80歳以上対象）や、すまいる体操クラブ（マット運動やリズム体操など実施）を継続して実施し、地域住民の介護予防活動および交流の場としていった。

## 5 その他

--

## 以下、地域ケアプラザ事業実施評価との相違部分

### 施設の適正な管理について

#### (1) 施設の維持管理について

運営法人として大事にしている心得の1つ、環境整備について「品質方針」に記載されており、法人全職員へ配布し、全職員に周知できている。また、職員会議の場で研修を行い環境整備の再周知を図り、毎朝8時30分～9時までを環境整備と、朝礼の時間とすることを継続している。この取り組みにより異常の早期に発見できるように努めるとともに、異常を発見した際は速やかに所長へ報告し、所長はその進捗を確認し、必要に応じて物品の交換や修繕について必要な処置を行う。各設備の保守点検は外部の専門業者へ委託し、定期的を実施することで快適で安全な施設を維持できていると思われるが、施設も11年が経過し、経年劣化等含め最小限の修繕で済むように、今後も日頃から意識をして取り組んでいく。

#### (2) 効率的な運営への取組について

環境整備の要素である、規律・清潔・整頓・安全・衛生を徹底し、書類の整理を実施した。また、効率の良い運営ができるよう業務の手順を見直すことにも着手できたが、次年度に向けても見直しは必要と思われる。総合相談のケースや自主事業など担当者が不在であった場合の対応として、所属部門に関わらず他の担当が対応できるように情報の共有を行える体制を整備し、実施できた。

#### (3) 苦情受付体制について

①口頭での受付 ②電話での受付 ③書面での受付（提案箱及び運営法人理事長への手紙BOXの設置）は対応済み。  
受け付けたご要望や苦情に対しては速やかに関係職員と協議し、対応することができた。  
職員会議や朝礼において職員に周知し、匿名でいただいたご要望や苦情については、掲示板等にて貼り出すなど「見える化」することでその対応状況を伝えることが出来た。また、それらの情報を法人本部へ細やかに報告することで、法人としての情報の共有を行い、必要に応じて連携して取り組むことができた。

#### (4) 緊急時（防犯・防災・その他）の体制及び対応について

①火災・事故等の緊急時、速やかに対応できるよう所内体制について明示  
②連絡体制については必ず掲示、配布を行い周知徹底  
上記2点について実施し、特に災害時に関して「福祉避難場所」として横浜市・磯子区や各防災拠点と連携・協力が行えるように職員に対しての「福祉避難場所」の周知を実施した。  
消防訓練に関しては年2回実施すると共に、ケアプラザを利用する方々への災害時の対応の周知を掲示等で行った。

(5) 事故防止への取組について

通所介護事業含めケアプラザ全体で「ヒヤリハット報告書」を活用し事故の可能性を把握し予防を行った。「事故報告書」については行政からの市内事業所の事故報告や、他事業所でおこった事故に関して共有したことで、自施設でも起こりうる可能性があることを認識し、事故の予見、予防に活用できた。

(6) 個人情報保護の体制及び取組について

個人情報保護に関する研修は年度初めに全職員に対し実施するとともに、年度途中にて新たに配属された職員にはその初日に研修を行った。

FAX や郵送など個人情報を外部に発信する際には、マニュアル通り実施するも発生してしまった経緯を踏まえ、今後も引き続き個人情報保護に留意するため、宣誓書として個人情報を取り扱う際のルールを職員で共有をおこない、定期的に自己評価を行う。

(7) 情報公開への取組について

地域ケアプラザおよび運営法人の事業報告、事業計画、収支状況等は、情報ラウンジで自由に閲覧できるよう設置し、ご意見箱等を活用して館内を利用されている皆さまからの情報収集に努めることが出来た。

また、毎月発行されるケアプラザニュースやホームページなどで自主企画事業の内容や、講座の情報をお知らせするとともに、貸室の空き状況などもホームページから確認できるよう随時更新を実施した。

情報開示申請があった場合にも適切に対応できるように備えられるよう職員に対して周知、継続的に対応できるように今後も取り組んでいく。

(8) 人権啓発への取組について

全職員配布の「品質方針書」をもとに本書記載の倫理規程の内、以下の項目については人権研修として社内研修を実施した。

- ①他者の権利・財産について、侵害しない
- ②身体拘束の禁止
- ③児童・高齢者虐待の禁止
- ④守秘義務・個人情報保護
- ⑤セクシャルハラスメントの禁止
- ⑥パワーハラスメントの禁止

また、法人として利用者の人権を尊重し侵害しないために、各事業所で目標を設定し「宣誓書」を掲げ遵守、行動できたと思われる。

(9) 環境等への配慮及び取組について

「ヨコハマ 3R 夢プラン（リデュース、リユース、リサイクル）」について全職員に対し年 1 回以上研修を行い周知するとともに、施設内における分別の徹底を実施し、次年度も引き続きしていく。消耗品については基準在庫数を定めることで、必要以上に購入しない取組みを実施した。コピー用紙も裏紙などを利用しやすいよう工夫をするなど、環境資源に配慮できるよう見える化に取り組んだ。

また、「管理標準」に定められた内容に従って、エネルギーの節約や設備機器の管理を行い、環境にやさしい運営に取り組む、「クールシェアスポット」や「ウォームシェアスポット」として、地域の方が立ち寄りやすい雰囲気と環境を整え、一人でも多くの方にご利用いただけるよう取組みを実施した。

所長含め全職員が敷地に隣接する道路を清掃の対象とし、地域の方と挨拶を交わしながら道路の環境維持に携わることで、不法投棄物や小動物の死骸の処理などは資源循環局と早い段階から連携し対応していくことが可能となったと思われる。

## 介護保険事業

### ● 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業

#### 《職員体制》

管理者	1名	(主任ケアマネジャー兼務)
保健師	1名	
社会福祉士	2名	
主任ケアマネジャー	1名	
介護支援専門員	2名	

#### 《目標に対する成果等》

利用者が安心して、その人らしく継続してその地域にて暮らしていけるよう支援を行うとともに、総合事業に移行したことから、地域にあるインフォーマルサービスを活用していくためにも、生活支援コーディネーター等、多職種と連携しながら地域に密着したケアプランの作成に努めることができた。

#### 《実費負担》

●なし

#### 《その他（特徴的な取組、PR等）》

担当している利用者に対する支援内容について、月に一度又は必要に応じて随時地域包括支援センター職員や居宅介護支援事業職員でカンファレンスを実施し、検討を重ねることを実施できた。  
結果、地域包括支援センターの職員と密に連携をとりながら支援困難なケースを積極的に対応できた。

#### 《利用者実績》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
278	291	299	307	296	291
10月	11月	12月	1月	2月	3月
287	305	285	281	292	292

● 居宅介護支援事業

《職員体制》

平成 30 年 4 月～6 月 常勤 3 名（1 名管理者兼務）  
 平成 30 年 7 月～12 月 常勤 4 名（1 名管理者兼務）  
 平成 31 年 1 月～3 月 常勤 3 名（1 名管理者兼務）、非常勤 1 名

《目標に対する成果等》

平成 30 年 8 月から、特定事業所加算Ⅲを申請した。包括からの困難事例を積極的に受け入れ、包括と協働し対応に努めた。また、地域の他法人の居宅介護支援事業所と連携し、研修会を開催、ケアマネの資質向上に努めた。

《実費負担（徴収する場合は項目ごとに記載）》

なし

《その他（特徴的な取組、PR等）》

毎週、事業所内でカンファレンスを行い、ケアマネ間の連携を図り、利用者に対して、事業所として常に対応ができるような体制をとっている。24 時間電話で緊急時の相談が出来る体制も整えた。また、法人内のケアマネ勉強会を毎月企画運営しており、今後も専門性の向上に努める。

《利用者実績》

【単位：人】

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
69.5	77.5	77.5	85	89.5	96.5
10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
103.5	112	112.5	112.5	106	104

● 通所介護・認知症対応型通所介護

《提供するサービス内容》

- 利用者個々に合わせた個別性と季節感を重視したアクティビティを企画するとともに、様々な場面においてご利用者が選択できるサービスを提供する。
- 機能訓練においては、ご利用者が在宅生活を継続していけるよう個々の生活環境に合わせて、「キネシスマシーン」を使った運動プログラムや実際の場面に即した運動プログラムなどを提供していく。
- 月に一度、曜日を変えて提供される「レストラン・デイ」では、家庭的な食事ではなく、まるでレストランで食事しているかのような雰囲気を感じてもらえるよう趣向をこらしていく。

《実費負担（徴収する項目ごとに記載）》

- 1割負担分 ※（ ）内は2割分

	通所介護	認知症対応型通所介護
【要介護1】	692円（1,383円）	948円（1,896円）
【要介護2】	816円（1,632円）	1,050円（2,100円）
【要介護3】	947円（1,893円）	1,150円（2,300円）
【要介護4】	1,076円（2,151円）	1,253円（2,505円）
【要介護5】	1,205円（2,410円）	1,355円（2,709円）
● 食費負担	750円（通所介護・認知症対応型通所介護共通）	
● お茶・お菓子代	50円（通所介護・認知症対応型通所介護共通）	
● その他加算関係（該当者のみ）		

《事業実施日数》 週 5 日

《提供時間》 9:30 ~ 16:30

《職員体制》 生活相談員、介護職員、看護職員、機能訓練指導員  
歯科衛生士、調理補助員、運転職員（介護補助員）

《目標に対する成果等》

社会資源の一つとして周知を実施し、より多くの方々に利用していただけるようPRを継続することで、目標数値の約90%（稼働率）となっている。介護度が進行しないよう介護予防への取組を重点的に行い、専属の運動指導士のプログラム提供により、身体能力についても著しく低下されることなく平均介護度も横ばいで推移している事から、概ね目標を達成できていると思われる。

《利用者実績（延べ人数）》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
通所介護 731 (認)通介 5	通所介護 800 (認)通介 5	通所介護 768 (認)通介 2	通所介護 765 (認)通介 1	通所介護 789 (認)通介 4	通所介護 781 (認)通介 9
10月	11月	12月	1月	2月	3月
通所介護 838 (認)通介 8	通所介護 817 (認)通介 7	通所介護 816 (認)通介 10	通所介護 716 (認)通介 10	通所介護 711 (認)通介 13	通所介護 783 (認)通介 8

● 介護予防通所介護・第1号通所事業

《提供するサービス内容》

- 利用者個々に合わせた個別性と季節感を重視したアクティビティを企画するとともに、様々な場面においてご利用者が選択できるサービスを提供する。
- 機能訓練においては、ご利用者が在宅生活を継続していけるよう個々の生活環境に合わせて、「キネシスマシーン」を使った運動プログラムや実際の場面に即した運動プログラムなどを提供していく。
- 月に一度、曜日を変えて提供される「レストラン・デイ」では、家庭的な食事ではなく、まるでレストランで食事しているかのような雰囲気を感じてもらえるよう趣向をこらしていく。

《実費負担（徴収する項目ごとに記載）》

- 1割負担分 ※ ( ) 内は2割分
  - 【要支援1】 1,766円 (3,531円)
  - 【要支援2】 3,621円 (7,241円)
- 食費負担 750円
- お茶・お菓子代 50円
- その他加算関係（該当者のみ）

《事業実施日数》 週 2 日

《提供時間》 【日曜日】 10:00 ～ 13:00  
 【水曜日】 10:00 ～ 13:00  
 13:10 ～ 16:10

《職員体制》 生活相談員、介護職員、看護職員、機能訓練指導員  
 歯科衛生士、調理補助員、運転職員（介護補助員）

《目標に対する成果等》

社会資源の一つとして周知を実施し、より多くの方々に利用していただけるようPRを継続することで、稼働率としては90%となっている。要介護とならないよう「介護予防」を念頭に、専属の運動指導士のプログラム提供により、身体能力についても著しく低下されることなく平均介護度も横ばいで推移していることから、概ね目標を達成できていると思われる。

《利用者実績》

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
194	195	166	184	182	179
10月	11月	12月	1月	2月	3月
186	187	172	169	185	189